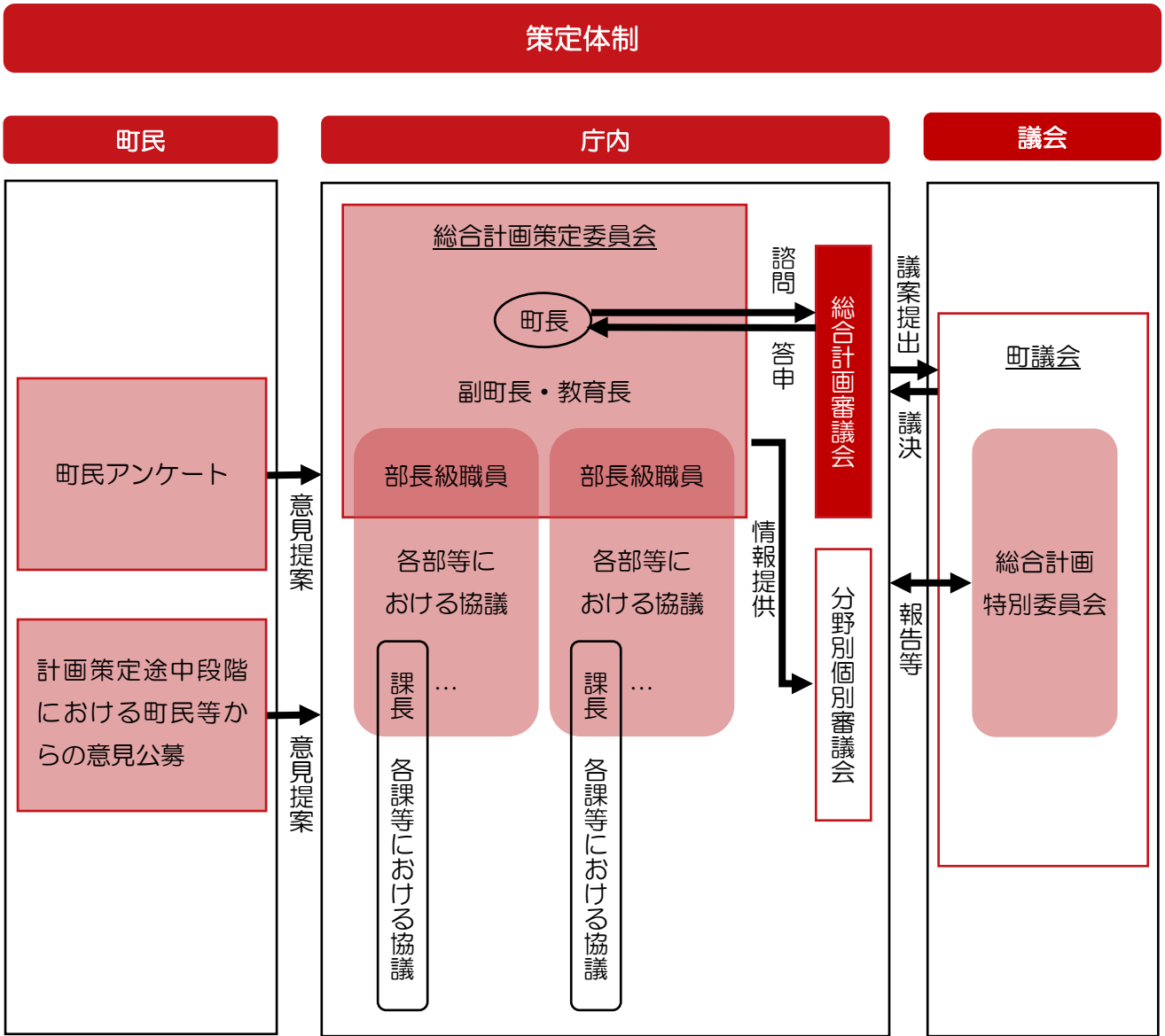


V 資料編

1 策定体制

総合計画の策定にあたっては、町民と行政が力を合わせ、総合的かつ計画的なまちづくりが実現できるよう、町民、有識者、議会、職員から意見等を結集し、策定作業を進めました。



2 総合計画策定条例

平成 23 年に地方自治法の一部が改正され、市町村における基本構想策定の法的な義務はなくなりましたが、引き続き、総合的かつ計画的な町政運営を行うためには、まちづくりの基本理念、目指すべき将来像を定める総合計画の策定が不可欠であることから、その策定根拠等を明確にし、必要事項を定めるため「葉山町総合計画策定条例」を制定しました。

総合計画策定条例

葉山町総合計画策定条例

平成 25 年 10 月 8 日条例第 15 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、総合的かつ計画的な町政の運営を図るため、本町の総合計画の策定について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 将来における本町の目指すべき姿と進むべき方向についての基本的な指針であり、基本構想、基本計画及び実施計画からなるものをいう。
- (2) 基本構想 まちづくりの基本理念であり、目指すべき将来像及びこれを達成するための基本目標や施策の大綱を示すものをいう。
- (3) 基本計画 基本構想を具体化し実現するための施策の基本的な方向を総合的かつ体系的に示すものをいう。
- (4) 実施計画 基本計画で示される施策を実現するための具体的な事業を示すものをいう。

(計画の策定)

第 3 条 町長は、総合計画を策定し、これに即して町政を運営するものとする。

(総合計画審議会への諮問)

第 4 条 町長は、基本構想又は基本計画を策定し、又は変更するときは、葉山町附属機関の設置に関する条例（平成 7 年葉山町条例第 13 号）第 2 条に規定する葉山町総合計画審議会に諮問するものとする。

(意見の聴取)

第 5 条 町長は、基本構想又は基本計画を策定し、又は変更するときは、町民から意見を

聴くものとする。

(策定過程における報告)

第6条 町長は、基本構想又は基本計画を策定し、又は変更するときは、その過程において、その基本的な事項を議会に報告するものとする。

(公表)

第7条 町長は、総合計画を策定し、又は変更したときは、その内容を公表するものとする。

(他の計画との関係)

第8条 町長その他の執行機関は、分野別又は事業別の計画を策定し、又は変更するときは、総合計画との整合を図るものとする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に策定されている第三次葉山町総合計画は、この条例の規定により策定されたものとみなす。

3 町民参加

総合計画の策定段階において、町民の意見や提案を幅広く反映するため、様々な町民参加・参画の機会を設けました。

「第四次葉山町総合計画後期基本計画」に向けた町民アンケート調査

1 調査の目的

総合計画の策定にあたり、町民の日ごろの町政に対する満足度や意見を把握し、「目指すまちの姿」やまちづくりの方向性などを検討する際の基礎資料とすることを目的として実施しました。

2 調査方法

調査対象	15歳以上の町民から無作為に抽出した 1,500 人
調査方法	郵送による配布・回収
調査時期	令和 2 年 5 月

3 回収状況

配布数	回収数（有効回収数）	回収率
1,500 票	739 票	49.3%

図 17 満足度 回答シート

【基本方針】	【主な事業】	【予算額】	【お金のかけ方】 (〇をひとつ)			【満足度】 (〇をひとつ)					
			満足	やや満足	不満	満足	やや満足	不満	満足	やや満足	不満
基本施策ごとの代表的な仕事を記載して	基本施策ごとの代表的な仕事を記載して	基本施策ごとの予算総額と町民 1 人あたりに換算した予算額(国や県からの補助金なども含んだ金額)を記載しています	1	2	3	4	1	2	3	4	5
公民館、児童館、青少年の健全な育成を目的としたジュニアキャンプや自然に親しむイベントの実施	公民館、児童館、青少年の健全な育成を目的としたジュニアキャンプや自然に親しむイベントの実施	総額 1,233 万円 1 人あたり 374 円	1	2	3	4	1	2	3	4	5
図書館の管理運営	図書館、児童館、DVD などの図書資料の購入	総額 3,983 万円 1 人あたり 1,207 円	1	2	3	4	1	2	3	4	5
町民体育館の管理運営	町民体育館、児童館、DVD などの図書資料の購入	総額 2,351 万円 1 人あたり 713 円	1	2	3	4	1	2	3	4	5
町民体育館の管理運営	町民体育館、児童館、DVD などの図書資料の購入	総額 1,379 万円 1 人あたり 418 円	1	2	3	4	1	2	3	4	5

町民アンケート調査票

4 議会の取り組み

葉山町議会では、総合計画の策定に合わせ、総合計画特別委員会を設置し、策定過程から行政と意見交換を行うとともに、調査及び審査を行いました。

(1) 総合計画特別委員会開催状況

開催日	内容
令和元年 12 月 12 日	・総合計画特別委員会を設置
令和 2 年 1 月 28 日	・今後の委員会の予定
3 月 9 日	・後期基本計画の方向性 ・基本施策の体系 ・町民アンケート（案）
6 月 11 日	・基本計画（案） 基本理念 1 “人を育てる” 葉山 基本理念 2 “暮らしを守る” 葉山 ・町民アンケート調査の実施状況 など
7 月 14 日	・基本計画（案） 基本理念 3 “活力を創造する” 葉山 基本理念 4 “みんなでつくる” 葉山 ・町民アンケート調査結果報告
9 月 2 日	・パブリックコメント（案）
10 月 5 日	・パブリックコメント（案）に対する本委員会からの意見への対応
10 月 26 日	・パブリックコメント（案）に対する意見への対応
12 月 4 日	・委員会として第四次葉山町総合計画後期基本計画を可決
12 月 11 日	・令和 2 年第 4 回定例会本会議において、第四次葉山町総合計画後期基本計画を可決

(2) 総合計画特別委員会委員名簿

委員長	待寺 真司
副委員長	土佐 洋子
委員	荒井 直彦
委員	鈴木 道子
委員	金崎 ひさ
委員	中村 和雄
委員	近藤 昇一
オブザーバー 議長	伊東 圭介

5 総合計画審議会

総合計画の策定及び実施に関する事項につき町長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申しました。

(1) 総合計画審議会規則

葉山町総合計画審議会規則

平成7年7月8日規則第24号

(趣旨)

第1条 この規則は、葉山町附属機関の設置に関する条例（平成7年葉山町条例第13号）第2条の規定に基づき設置された葉山町総合計画審議会（以下「審議会」という。）の組織、所掌事務、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、町の総合計画及びこれに準ずる総合的な計画の策定及び実施に関する事項につき町長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議するものとする。

(委員)

第3条 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 行政機関及び公共的団体の職員
 - (2) 学識経験を有する者
 - (3) その他町長が必要と認める者
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(部会)

第6条 審議会は、その所掌事務に係る専門的事項を分掌させるため部会を置くことができる。

- 2 部会に属する委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選出する。
- 4 部会長は、部務を掌理し、部会の経過及び結果を審議会に報告する。

(特別委員)

第7条 部会において、当該専門事項を調査審議するため必要があると認めるときは、部会に特別委員を置くことができる。

- 2 特別委員は、部会ごとに3人以内とする。
- 3 特別委員は、学識経験を有する者その他適当と認める者のうちから町長が委嘱する。
- 4 特別委員の任期は、当該専門事項に関する調査審議が終了したときまでとする。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、政策課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成10年3月30日規則第18号)

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月27日規則第5号抄)

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年2月2日規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27年3月18日規則第9号抄)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。(後略)

附 則 (平成27年7月28日規則第23号)

この規則は、平成27年8月1日から施行する。

(2) 総合計画審議会委員

任期 令和3年8月25日まで

氏名	所属など
あらもと ひろゆき 荒本 広之	葉山町商工会青年部部長
うすい まさき 臼井 正樹	県立保健福祉大学 名誉教授
こんどう だいすけ 近藤 大輔	神奈川県議会議員
たかなし あさみ 高梨 麻美	町民代表
はやかわ たかこ 早川 隆子	町民代表
ふくやす のりあき 福安 徳晃	町民代表
みさわ なおき 三澤 直樹	横浜銀行 葉山支店長
みなみ もりお 南 森生	葉山町教育研究所 教育指導員
もりや としひろ 守谷 壽浩	葉山町町内会連合会長

(五十音順・敬称略 ※肩書きは委嘱時のもの)

(3) 諮問書

葉政第 246 号
令和元年 12 月 16 日

葉山町総合計画審議会
会長 白井 正樹 様

葉山町長 山梨 崇仁

第四次葉山町総合計画に関する諮問について

葉山町総合計画策定条例第 4 条の規定に基づき、次のとおり諮問します。

【諮問】

第四次葉山町総合計画に関する後期基本計画の樹立

(4) 答申書

令和 2 年 11 月 6 日

葉山町長 山梨 崇仁 様

葉山町総合計画審議会
会長 白井 正樹

第四次葉山町総合計画に関する後期基本計画の樹立 (答申)

令和元年 12 月 16 日付け葉政第 246 号で諮問のありました第四次葉山町総合計画に関する後期基本計画について、将来における町の目指すべき姿と進むべき方向についての基本的な指針とするため、本審議会において慎重かつ活発に審議を行い、素案からの修正を重ねた結果を踏まえ、次のとおり答申します。

本審議会は、令和 2 年 11 月 6 日開催の令和 2 年度第 5 回葉山町総合計画審議会において示された「第四次葉山町総合計画後期基本計画 (案)」については、これまでの検討経過において、町民からの意見募集、葉山町総合計画特別委員会並びに本審議会において出された意見等の民意について、当該計画案に踏まえる方向で相当の修正等を行ってきたものと認められ異議はない。

なお、総合計画後期基本計画の推進にあたっては、本審議会における審議経緯及び出された意見等を尊重し、着実な実現に努められることを期待する。

(5) 審議会開催経過

審議会	開催年月日	内容
令和元年度 第1回	令和元年 10月 29日	・平成30年度実施計画振り返り
第2回	12月 16日	・前期基本計画振り返り
第3回	令和2年 3月 31日	・後期基本計画の方向性 ・町民アンケート（案）
令和2年度 第1回	5月 28日	・基本計画（案） 基本理念1 “人を育てる” 葉山 基本理念2 “暮らしを守る” 葉山 ・町民アンケート調査の実施状況 など
第2回	6月 25日	・基本計画（案） 基本理念3 “活力を創造する” 葉山 基本理念4 “みんなで作る” 葉山
第3回	7月 31日	・基本計画（案）
第4回	8月 28日	・パブリックコメント（案）
第5回	11月 6日	・後期基本計画答申（案）
	11月 6日	・町長への答申



町長室で第四次葉山町総合計画後期基本計画（案）の答申書を提出

6 庁内の取り組み

(1) 策定委員会設置要綱

葉山町総合計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、第四次葉山町総合計画（以下「総合計画」という。）の策定に当たり、全庁的な合意の形成及び円滑な事務の推進を図るため、葉山町総合計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、庁内会議規程（昭和59年9月29日告示第48号）第3条第2項に規定する者により組織する。

(所掌事務)

第3条 委員会の所掌事務は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 総合計画基本構想原案の策定に関すること。
- (2) 総合計画基本計画原案の策定に関すること。
- (3) その他総合計画の策定に必要な事項に関すること。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長には、町長をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を処理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が必要に応じ招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(専門部会)

第6条 委員会に総合計画の各分野で専門的に調査、研究及び検討する専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会の所掌事項及び構成員等については、必要に応じ委員長が別に定める。

(任期)

第7条 委員会の委員の任期は、総合計画の策定をもって満了する。

(庶務)

第8条 委員会及び専門部会の庶務は、総合計画主管課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成25年8月20日から施行する。

(2) 庁内会議等の開催経過

時期	内容
令和元年 11月19日	・平成30年度実施計画の振り返り
12月24日	・前期基本計画の振り返り
令和2年 3月3日	・後期基本計画の方向性
4月7日	・人口推計の報告
5月12日	・基本計画(案) 基本理念1 “人を育てる” 葉山 基本理念2 “暮らしを守る” 葉山
6月16日	・基本計画(案) 基本理念3 “活力を創造する” 葉山 基本理念4 “みんなでつくる” 葉山
7月21日	・基本計画(案)
8月	・各課等ヒアリング
8月18日	・パブリックコメント(案)
9月15日	・パブリックコメント(案) 最終調整
10月20日	・パブリックコメントに対する町の考え方
11月10日	・答申報告 ・基本計画(案)

7 主な個別計画一覧

概ね、総合計画の「基本施策」又は「単位施策」が対象とする分野に関し、策定されている計画や方針、指針などを掲載しています。

基本理念Ⅰ “人を育てる” 葉山

基本目標1 子どもの豊かな自己実現力（生きる力）をはぐくんでいるまち（教育・文化）

計画名称 (計画期間など)	計画概要	根拠法令など
第三次葉山町教育総合プラン (令和3年度～令和6年度)	町の教育施策に関する基本的な考え方を定めた計画	・教育基本法

基本目標2 だれもがいつでも学べ、交流し、心身ともに豊かに暮らしているまち（教育・文化）

計画名称 (計画期間など)	計画概要	根拠法令など
葉山町スポーツ推進計画 (令和3年度～令和6年度)	地域全体に生涯学習を推進する体制を作り上げるための計画	—
国指定史跡長柄桜山古墳群整備基本計画 (平成24年度策定)	国指定史跡長柄桜山古墳群の適切な保存と活用の実現に向けて、その具体化を図るために策定した計画	・文化財保護法
第二次葉山町子ども読書活動推進計画 (平成30年度～令和4年度)	家庭・地域・学校・町が連携し、子どもの読書活動の環境を整えていくための計画	・子ども読書活動の推進に関する法律
男女共同参画プランはやま(第4次) (令和3年度～令和6年度)	女性と男性がお互いを尊重し、個性と能力を發揮できる社会を実現するための計画	・男女共同参画社会基本法
葉山町配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画 (令和3年度～令和6年度)	配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策の実施に関する計画	・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

基本目標3 子どもが健やかに育ち、安心して子育てができているまち（子育て）

計画名称 (計画期間など)	計画概要	根拠法令など
第2期葉山町子ども・子育て支援事業計画 (令和2年度～令和6年度)	質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供や待機児童の解消、地域での子ども・子育て支援の充実を図るための計画	・子ども・子育て支援法

基本理念Ⅱ “暮らしを守る” 葉山

基本目標4 一人ひとりが大切にされ、自立し、健康で生き生きと暮らしているまち（保健・医療・福祉）

計画名称 (計画期間など)	計画概要	根拠法令など
第2期葉山町健康増進計画・食育推進計画 (平成30年度～令和4年度)	住民、地域団体、関係機関、学校と行政が連携して、健康づくりと食育推進を実現するための計画	・健康増進法
葉山町国民健康保険 第2期データヘルス計画 第3期葉山町特定健康診査等実施計画 (平成30年度～令和5年度)	町民の健康の保持増進を図ることを目的に、特定検診や特定保健指導の実施をはじめとした健康課題の把握や、町の特性に合わせた効果的な保健事業を実施するための計画	・高齢者の医療の確保に関する法律
葉山町新型インフルエンザ等行動計画 (平成26年度策定)	新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項等を定めた計画	・新型インフルエンザ等対策特別措置法
葉山町地域福祉推進プラン (平成29年度～令和3年度)	高齢者や障害者、子育て世代等の生活上の課題に対する支援を、住民・地域・NPOや福祉関係者などが主体的に行うことができるようサポートするための計画	・社会福祉法
第8期葉山町高齢者福祉計画 介護保険事業計画 (令和3年度～令和5年度)	高齢者福祉施策及び介護保険事業の円滑な実施を図るための計画	・老人福祉法 ・介護保険法
葉山町障害者計画 (令和3年度～令和6年度)	障害がある人のための施策に関する基本的な計画	・障害者基本法

葉山町障害福祉計画(第6期) (令和3年度～令和5年度)	障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画	・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
葉山町障害児福祉計画 (第2期) (令和3年度～令和5年度)	障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に関する計画	・児童福祉法
葉山町障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する方針(毎年度策定)	障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するための方針	・国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律

基本目標5 豊かな自然に囲まれた中で、環境に配慮しながら、安全で快適に暮らしているまち (生活環境)

計画名称 (計画期間など)	計画概要	根拠法令など
葉山町環境基本計画 (平成23年度～令和2年度) ※計画改定にあたり、当初予定していた小学生を対象とした環境ワークショップが新型コロナウイルスの影響により開催できず、令和3年度末までに改定予定。	町の自然・社会環境の特性、まちづくりの方向性を十分考慮しながら、様々な環境問題に対する取組みを推進するための計画	・環境基本法
葉山町緑の基本計画 (平成28年度～令和7年度)	緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画	・都市緑地法
台湾リス防除実施計画 (令和3年度～令和7年度)	台湾リスによる生態系への影響、生活環境への被害、農林業被害の低減、町からの排除を推進するための計画	・特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律
葉山町森林整備計画 (平成30年度～令和10年度)	適正な森林施業の実施による健全な森林資源の維持造成を図るための計画	・森林法
葉山町鳥獣被害防止計画 (令和3年度～令和5年度)	鳥獣被害防止施策を総合的かつ効果的に実施するための計画	・鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律
葉山町ごみ処理基本計画 (平成29年度～令和8年度)	町から発生するごみの長期的かつ総合的な処理について基本的な事項を定めた基本計画	・廃棄物の処理及び清掃に関する法律
葉山町一般廃棄物処理実施計画書 (毎年度策定)	一般廃棄物の減量、資源化及び適正処理等に関して必要な事項を定めた計画	・廃棄物の処理及び清掃に関する法律

容器包装廃棄物分別収集計画 (令和2年度～令和6年度)	循環型社会の実現に向けて、町内における容器包装廃棄物の3R(リデュース・リユース・リサイクル)にかかる取り組みを推進するための計画	・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律
鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画 (令和2年度～令和11年度)	近隣市町で連携し、安心・安全で効率的かつ持続可能な廃棄物処理体制の構築を目指すとともに、廃棄物の3R(リデュース・リユース・リサイクル)の推進を図る計画	・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ・循環型社会形成推進基本法
第五期葉山町地球温暖化対策実行計画 (令和元年度～令和5年度)	町自らの事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出量削減等を図るための計画	・地球温暖化対策の推進に関する法律
葉山町公共下水道全体計画 (平成4年度～令和7年度)	町における公共下水道の整備に関する計画	・下水道法
葉山町公共下水道事業計画 (平成29年度～令和5年度)	公共下水道整備の直近7カ年の実施計画	・下水道法
葉山町生活排水処理基本計画 (平成28年度～令和7年度)	公共下水道の整備や合併処理浄化槽の普及により生活排水処理100%を目指す計画	・廃棄物の処理及び清掃に関する法律

基本目標6 だれもが生命と財産を守られ、安全で安心して暮らしているまち (安全・安心)

計画名称 (計画期間など)	計画概要	根拠法令など
葉山町消防計画 (昭和55年度策定)	消防組織及び施設の整備拡充をし、消防活動の万全を図るようとする基本計画	・消防組織法
葉山町緊急消防援助隊受援計画 (平成17年度策定、平成25年改訂)	大規模な災害等が発生し、緊急消防援助隊の応援を受ける際に円滑な活動ができるようとする計画	・消防組織法
葉山町地域防災計画 (令和3年3月策定)	災害から町民の生命、身体及び財産を保護するために、災害の予防、応急対策、復旧・復興についての事項を定めた計画	・災害対策基本法

葉山町耐震改修促進計画 (平成 28 年度～令和 3 年度)	令和 3 年度までに住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率 95%を目指す計画	・建築物の耐震改修の促進に関する法律
葉山町国民保護計画 (平成 19 年 3 月策定)	武力攻撃事態等の発生、又はそのおそれがある場合に備え、町民の生命・身体・財産を保護し、被害を最小限にとどめるための計画	・武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律
葉山町交通安全計画 (令和 3 年度～令和 7 年度)	交通事故のない安全・安心な生活の実現に向け、交通安全に関する総合的かつ長期的な施策を定めた計画	・交通安全対策基本法

基本理念Ⅲ “活力を創造する” 葉山

基本目標 7 だれもが住みやすく、暮らしやすい環境が整っているまち (都市基盤)

計画名称 (計画期間など)	計画概要	根拠法令など
都市計画マスタープラン (平成 28 年～令和 7 年)	町民と行政とが一緒になって、都市づくりを進めていくための基礎となる都市計画の基本的な方針を定めた計画	・都市計画法
葉山町景観計画 (平成 22 年 7 月策定)	景観計画の区域、良好な景観の形成に関する方針、良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項等を定めた計画	・景観法
都市計画道路の見直し方針 (平成 26 年 3 月策定)	都市計画道路の必要性を再検証し、その検証結果に基づき「存続」「廃止」など今後の都市計画道路の都市計画の方針についてとりまとめたもの	—
葉山町橋梁長寿命化修繕計画 (令和元年度～令和 5 年度)	老朽化していく橋りょうの安全性を確保しつつ、予防的修繕等を実施することにより、維持管理費用の縮減と橋りょうの長寿命化を図るための計画	・道路法 ・社会資本整備重点計画法

基本目標 8 地域が元気や活力にあふれ、生き生きとしているまち（産業・経済）

計画名称 (計画期間など)	計画概要	根拠法令など
葉山町真名瀬漁港維持運営計画 (毎年度策定)	真名瀬漁港の維持管理の適正かつ円滑な執行を図るための計画	—

基本理念Ⅳ “みんなでつくる” 葉山

基本目標 11 町民の満足・納得度の高い行政サービスを常に提供しているまち（行政運営）

計画名称 (計画期間など)	計画概要	根拠法令など
葉山町空家等対策計画 (令和3年度～令和6年度)	空家等対策をより総合的かつ計画的に推進するための計画	・空家等対策の推進に関する特別措置法
研修計画 (毎年度策定)	職員の資質向上と意識改革を図るための計画的な人材育成に関する計画	—
葉山町中期財政計画 (平成30年度～令和6年度)	中期的財政運営の指針を示し、健全な財政運営を維持していくための計画	—
葉山町公共施設白書 (平成26年3月策定)	町の公共施設の現状を把握し、維持保全の課題を示したもの	—
葉山町公共施設等総合管理計画 (平成29年度～令和30年度)	町の公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針を定めた計画	・公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について（総務大臣通知）



8 用語の説明

ア	
■ アダプトプログラム	103
ボランティアとなる地域住民や企業が道路や公園、海岸など一定の公共の場所の定期的な清掃活動を行い、地元を大切に慈しんでいこうということから名づけられた制度のこと。	
■ 一般就労	79
障害者の就業形態の一つで、一般企業との雇用契約に基づく就労のこと。	
カ	
■ カリキュラム・マネジメント	39,42,43
学校の教育目標の実現に向けて、子どもや地域の実態を踏まえ、教育課程（カリキュラム）を編成・実施・評価し、改善を図る一連のサイクルを計画的・組織的に推進していくこと。	
■ 教育相談コーディネーター	47
児童・生徒の状況や学校外の関係機関との役割分担、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの役割を十分に理解し、初動段階でのアセスメントや関係者への情報伝達等を行う教職員のこと。	
■ 公共公益施設整備基金	134
学校や道路など公共施設の整備のために積み立てる基金のこと。	
■ コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）	38,39
学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」への転換を図るための有効な仕組みのこと。コミュニティ・スクールでは、学校運営に地域の声を積極的に生かすことで、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていくことができます。	
サ	
■ 再生可能エネルギー	84,85
太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱など、一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しないエネルギーのこと。	
■ 財政調整基金	134
災害などが発生し多額な費用が必要なときや財源が不足したときに活用するために積み立てる基金のこと。	
■ 在宅療養支援診療所	72
24 時間連絡を受ける医師等を配置し、訪問看護ステーション等の看護職員や介護支援専門員との連携により、町民の在宅療養を支援する診療所のこと。	
■ 出火率	90
人口 1 万人あたりの 1 年間の出火件数のこと。	
■ ジュニアリーダーズクラブ	54
地域の子どもたちのリーダーとなって、町内の子どもたちが楽しみながら地域の行事に参加できるようにお手伝いしている、町内の中学生以上の青少年グループのこと。	

- **小地域福祉活動推進組織** 74,75
町内（自治）会から大字程度の範囲で、地域住民が主体となり地域の福祉活動を推進するための中核となる組織のこと。
- **スクールカウンセラー** 43
教育機関において心理相談業務に従事する心理職専門家のこと。
- **スクールソーシャルワーカー** 43,47
教育の分野に加え、社会福祉に関する専門的な知識や技術等を有する者で、課題を抱えた児童・生徒に対し、当該児童・生徒が置かれた環境への働きかけや、関係機関等とのネットワークの構築など、多様な支援方法を用いて解決への対応を図っていく人材のこと。
- **青少年指導員** 54,55
町内の青少年の健全育成を図るため、青少年の指導及び育成について深い関心と理解のある方に、神奈川県知事と葉山町教育委員会が委嘱する指導員のこと。
- **青少年問題協議会** 54,55
青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策を図る策定するために必要な事項を調査審議し、行政機関相互の連絡調整を図るために設置される附属機関のこと。
- **性的マイノリティ** 64,65
何らかの意味で「性」のあり方が多数派と異なる人のこと。一般的に同性愛者、両性愛者、トランスジェンダー（性同一性障害の当事者含む）などが含まれる。
- **総合型地域スポーツクラブ** 56,57
身近な地域でスポーツに親しむことのできる新しいタイプのスポーツクラブで、子供から高齢者まで（多世代）、様々なスポーツを愛好する人々が（多種目）、初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる（多志向）、という特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブのこと。
- **蔵書新鮮度** 60
図書館蔵書を評価する指標の一つで、ある年に新規に受け入れた図書の本数を年の終わりの蔵書冊数で割った値のこと。

タ

- **地域包括ケアシステム** 77
可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制のこと。
- **地域包括支援センター** 77
地域の高齢者の心身の健康、生活の安定を包括的に支援することを目的とした機関のこと。
- **地域まちづくり推進協議会** 100,101
葉山町まちづくり条例に基づき、地域のまちづくりのルール策定に向けて、地域のまとめ役や地域の窓口の役割を担う、一定の要件を満たした上で、町の認定を受けて設立される団体のこと。
- **町債** 134,135
施設整備などに必要な資金を調達するために、町が金融機関等から行う借入のこと。

<p>■ 統合型校務支援システム 48,49</p> <p>「教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、学校事務系など統合した機能を有しているシステム」を指し、成績処理等だけでなく、グループウェアの活用による情報共有も含め、広く「校務」と呼ばれる業務全般を実施するために必要となる機能を実装したシステムのこと。</p>	
<p>■ 特定健診 70,71,72</p> <p>日本人の死亡原因の約6割を占める生活習慣病の予防のため、40歳から74歳までの方を対象に行うメタボリックシンドロームに着目した健診のこと。</p>	
<p>■ 特定財源 134</p> <p>国庫支出金、県支出金など使途が特定されている財源のこと。</p>	
ナ	
<p>■ ノーマライゼーション 79</p> <p>障害者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、障害のある人もない人も共に生きる社会こそノーマルな社会であるという理念とそのための取り組みのこと。</p>	
ハ	
<p>■ はやまクリーンプログラム 18,84,85</p> <p>町が定めるSDGsの実現に向け、深刻化する海洋汚染や地球温暖化対策に貢献すべく、マイクロプラスチック問題への取り組みを中心とした環境負荷軽減を推進するプログラムのこと。</p>	
<p>■ はやま life 116</p> <p>町の公式ホームページにおいて、町の魅力や観光について、動画、写真、マップ等で景勝地や公園、ハイキングコース、著名人等を発信するサイトのこと。</p>	
<p>■ 福祉的就労 79</p> <p>障害者総合支援法等を根拠に設置されている施設が障害福祉サービスとして提供する働く場での就労などのこと。</p>	
<p>■ ふれあいいきいきサロン 74</p> <p>地域住民が中心となって行う地域内交流を推進する活動等のこと。</p>	
<p>■ 法定外公共物 104</p> <p>道路法や河川法が適用される道路や河川などの公共物を法定公共物というのに対し、里道、水路、池沼、農業用水路などのように法律が適用されない公共物のこと。</p>	
マ	
<p>■ マルチメディアデイジー図書 61</p> <p>視覚に障害のある方や加齢などにより文字が見えにくい方、発達障害のある方など活字による読書が困難な方を対象とした、文字や音声、画像を同時に再生できるデジタル録音図書のこと。</p>	
<p>■ みんなの公共施設未来プロジェクト 32,39,50,51,53,60,134</p> <p>町が保有する公共施設について、利用状況、劣化状況等の現状を把握するとともに、人口推計、財政負担、事業のあり方等を整理し、施設全体の整備のあり方や将来像について検討するプロジェクトのこと。</p>	

ヤ

- ユニバーサルデザイン 33,100,101
 あらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいように都市や生活環境をデザインする考え方のこと。

ラ

- レファレンスサービス 60
 図書館の資料を使って利用者が行う調べもののお手伝いをするサービスのこと。

ワ

- ワークショップ 127
 様々な立場の人が集まって、自由に意見を出し合い、互いの考えを尊重しながら、意見や提案をまとめ上げていく場のこと。

G

- GIGA スクール構想 40
 GIGA は、グローバル アンド イノベーション ゲートウェイ フォーオール (Global and Innovation Gateway for All) の略で、義務教育を受ける児童・生徒に、1人1台の学習者用パソコンと高速ネットワーク環境などを整備する計画のこと。

P

- PDCA サイクル 4,33,128,129,135,143
 立案した計画 (Plan) を実行し (Do)、その結果や成果を評価し (Check)、改善を加え (Action)、次の計画 (Plan) へとつなげるサイクルのこと。

S

- SNS 103,122,123
 ソーシャル ネットワーキング サービス (Social Networking Service) の略で、登録された利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービスのこと。
- SDGs 41,84
 サステナブル ディベロップメント ゴールズ (Sustainable Development Goals) の略で、環境・貧困・教育・健康・福祉などの世界的規模の諸問題を解決するとともに、地球資源の枯渇を防ぐために 2030 年までに達成することをめざした 17 の世界目標のこと。

